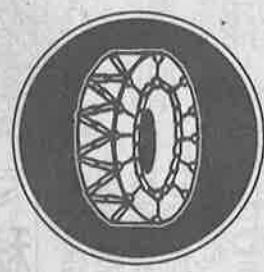


「チェーンなし」通行禁止

新しい標識導入



チェーン規制を示す
新たな標識のイメージ
—国土交通省提供

国土交通省と警察庁は警報発令レベルの大雪が降った際、立ち往生が懸念される区間で、スタッズレスタイヤ車を含め全ての車両にタイヤチェーンの装着を今冬から義務づける方針を明らかにした。入道路法や道路交通事故法に基づく通行規制を行うため、今年12月にも省令を改正する。

国交省が開催した11月の検討委員会で、有識者らから大雪時のチェーン規制を実施するよう提言を受けていた。2018年2月の豪雪の際には、福井県などで最大約1500台の車両による立ち往生が4日間にわたって発生した。首都高速道路でも1月の大雪で10時間に及ぶ立ち往生が発生した。

大雪時規制、来月にも施行

移動式の標識を大雪による立ち往生が懸念される日に設置するほか、渋滞情報などを伝える道路上の電光掲示板に一時的に表示できるよう併せて省令を改正する。規制区域でチェーンを付けずに通行すると、道路法に基づいて6ヶ月以下の懲役か30万円以下の罰金が科される。

兵庫県立
物館は15日

恐竜